

(公社) 愛宅発第 382 号
平成 27 年 1 月 22 日

会員各位

公益社団法人
愛媛県宅地建物取引業協会
会長 武井 建治

危険ドラッグの販売等の防止に関する協定書の締結について

このことについて、1月 21 日、愛媛県薬物の氾濫の防止に関する条例第 2 条第 7 号の薬物（危険ドラッグ）の氾用防止を図るため、愛媛県、愛媛県警察本部との間で協定書の締結を行いました。

この協定は、危険ドラッグの販売等に関する情報を愛媛県、県警本部に提供するほか会員が、賃貸の媒介又は代理をした建物又は会員自らが賃貸する場合、当該建物の用途が危険ドラッグの販売等であると認めた時は、賃貸契約を締結しないことはもとより、賃貸した建物が危険ドラッグの販売等の用に供された場合、催告することなく契約を解除できる条項を予め契約書に規定しようとするものです。

つきましては、今後、協定の趣旨をご理解いただき、

- 危険ドラッグの販売等に関する情報をあれば協会まで連絡する。
- 契約を解除できる条項を予め契約書に規定する。

ようご協力ください。

なお、賃貸契約の解除に係るモデル例を添付しておきますのでご参考ください。